

行政職能力等級表(一)の等級構成等について(案)

2004.8.18 訂正済み

○行政職能力等級表(一)

【行政職能力等級表(一)(イメージ)】

能力等級	標準的な官職
5級	事務次官 外局の長 本府省の局長 管区機関の長のうちその職務が重要なもの
4級	本府省の課長・室長 管区機関の長・部長又は上級課長 (府県単位機関の長) (出先機関の上級長)
3級	本府省の課長補佐 管区機関の標準課長又は上級課長補佐 (府県単位機関の課長又は上級課長補佐) (出先機関の標準長又は上級課長)
2級	本府省の係長 管区機関の標準課長補佐又は係長 (府県単位機関の標準課長補佐又は係長) (出先機関の標準課長又は係長)
1級	本府省の係員 管区機関の係員 (府県単位機関の係員) (出先機関の係員)

他職種の能力等級表の種類及び等級構成等について（案）

（基本的考え方）

能力等級制は、任免の基礎となる制度であり、能力等級表の種類及び等級構成は、任用に活用する観点から、もっともふさわしい形で、これらを設定することが求められる。

具体的には、任用で必要とされる職務の分類はどのようなものが適切かということを中心に、俸給表の種類に表れている職務の種類を参考としながら、各府省の任用管理の実態や任命権者による弾力的人事運用の確保に十分に留意しつつ、官職の職務内容や組織・職制段階等に注目して、次のように、能力等級表の種類及び等級を設定する。

※ 他職種の能力等級表は、次の8種16表

- 行政職能力等級表（Ⅱ）
- 専門行政職能力等級表（A）（B）
- 税務職能力等級表（A）（B）
- 公安職能力等級表（Ⅰ－A・B）（Ⅱ－A・B）
- 海事職能力等級表（Ⅰ）（Ⅱ）
- 教育・研究職能力等級表
- 医療職能力等級表（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）
- 福祉職能力等級表

○ 行政職能力等級表（Ⅱ）

（考え方）

技能・労務に関する業務を内容とする官職に適用する。

部下等を有する長クラスと一般職員クラスで分け、2等級とする。

【行政職（技能・労務職）能力等級表（Ⅱ）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
2級	組長 しゅんせつ船その他の作業船の船長・機関長・甲板長・操機長 職長 家政主任 車庫長 守衛長
1級	電話交換手 しゅんせつ船その他の作業船の乗組員 一般技能官職 家政官職 自動車運転手 守衛・巡視 用務員等

- 専門行政職能力等級表（A（特許庁の審査官等）とB（航空管制官等）の2種）
（考え方）

専門的な知識、技術等を必要とする業務を内容とする官職に適用する。

特許庁本庁の専門行政職である審査官等と、主に本府省以外に置かれている航空管制官等では、その職制段階が異なることから、2つの能力等級表を設け、その職制段階に応じて、審査官等については5等級、航空管制官等については3等級とする。

【専門行政職能力等級表（A）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
5級	特許技監・部長
4級	審査長・審判長・上席審査官（上級）・審判官（上級）
3級	上席審査官（標準）・審判官（標準）
2級	審査官
1級	審査官補

【専門行政職能力等級表（B）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
3級	検疫所の課長（上級） 植物防疫所の長・部長・統括植物検疫官（上級） 動物検疫所の長・部長 先任船舶検査官 先任航空管制官（上級） 空港事務所の部長（上級）
2級	検疫所の課長（標準） 植物防疫所の統括植物検疫官（標準） 動物検疫所の課長 次席船舶検査官 先任航空管制官（標準） 空港事務所の部長（標準）
1級	検疫所の検疫専門官 植物防疫所の植物検疫官 動物検疫所の検疫員 船舶検査官 航空管制官

○ 税務職能力等級表（A（本庁）とB（それ以外）の2表）

（考え方）

国税庁の租税の賦課・徴収に関する知識、経験等を必要とする業務を内容とする官職に適用する。

本庁とそれ以外で分けて、2つの能力等級表を設ける。

本庁については、一般行政職の取扱いを踏まえ、長官・部長等の幹部職級以下5等級とする。本庁以外については、その職制段階等を踏まえ、国税局長級以下6等級とする。

【税務職能力等級表（A）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
5級	長官・部長
4級	課長・企画官・国税庁監察官(上級)
3級	課長補佐・国税庁監察官(標準)・国税実査官(上級)
2級	係長・国税実査官(標準)
1級	一般職員

【税務職能力等級表（B）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
6級	国税局長
5級	国税局の部長
4級	国税局の主査
3級	国税局の国税調査官(上級)
2級	国税局の国税調査官(標準)
1級	国税局の一般職員

○ 公安職能力等級表（Ⅰ）（A（本庁）とB（それ以外）の2表）

（考え方）

警察官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員の占める官職に適用する。

本庁とそれ以外で分けて、2つの能力等級表を設ける。

本庁については、一般行政職の取扱い及び本庁における官職の設置状況を踏まえ、長官・局長等の幹部職級以下4等級とする。本庁以外については、その職制段階等を踏まえ、管区長以下6等級とする。

【公安職能力等級表（Ⅰ-A）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
4級	長官・局長
3級	課長・企画官
2級	課長補佐
1級	係長

【公安職能力等級表（Ⅰ-B）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
6級	矯正管区の長
5級	矯正管区の部長 刑務所の長(上級)・部長(上級)
4級	矯正管区の課長 刑務所の長(標準)・部長(標準)・課長(上級)
3級	刑務所の課長(標準)・課長補佐(上級)
2級	矯正管区の係長 刑務所の課長補佐(標準)・係長(上級) 地方入国管理局の上席入国警備専門官(上級)
1級	刑務所の係長(標準)・係員 地方入国管理局の上席入国警備専門官(標準)・入国警備専門官・一般職員

○ 公安職能力等級表（Ⅱ）（A（本庁）とB（それ以外）の2表）

（考え方）

検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等における公安に関する知識、経験等を必要とする業務を内容とする官職に適用する。

本庁とそれ以外で分けて、2つの能力等級表を設ける。

最高検察庁、公安調査庁本庁、海上保安庁本庁については、一般行政職の取扱いを踏まえ、長官・局長等の幹部職級以下5等級とする。これら以外については、その職制段階等を踏まえ、高等検察庁の事務局長等級以下6等級とする。

【公安職能力等級表（Ⅱ-A）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
5級	公安調査庁長官 最高検察庁の事務局長 海上保安庁長官
4級	公安調査庁本庁又は最高検察庁の課長 海上保安庁本庁の課長・企画官
3級	公安調査庁本庁・最高検察庁又は海上保安庁本庁の課長補佐
2級	公安調査庁本庁の上席調査官 最高検察庁又は海上保安庁の係長
1級	公安調査庁本庁の公安調査官 最高検察庁又は海上保安庁の係員

【公安職能力等級表（Ⅱ-B）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
6級	高等検察庁の事務局長、公安調査局又は管区海上保安本部の長
5級	公安調査局又は管区海上保安本部の部長 少年院の長(上級) 大型巡視船の船長(上級)
4級	高等検察庁・公安調査局又は管区海上保安本部の課長 少年院の長(標準)・課長(上級) 大型巡視船の船長(標準)・航海長・首席航海士(上級)
3級	高等検察庁・公安調査局又は管区海上保安本部の課長補佐 少年院の課長(標準) 大型巡視船の首席航海士(標準)・主任航海士(上級)
2級	高等検察庁又は管区海上保安本部の係長、公安調査局の上席調査官 少年院の係長 大型巡視船の主任航海士(標準)・航海士(上級)
1級	高等検察庁又は管区海上保安本部の係員、公安調査局の調査官 少年院の係員 大型巡視船の航海士(標準)・航海士補

○ 海事職能力等級表（Ⅰ）

（考え方）

大型船舶等に乗る組む船長、航海士、機関長、機関士等の官職に適用する。

大型船舶（一種）の船長・機関長クラス、一等士クラス、二等士クラス、三等士クラスで分け、4等級とする。

【海事職能力等級表（Ⅰ）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
4級	大型船舶（一種）の船長・機関長
3級	大型船舶（一種）の一等航海士・通信長 大型船舶（二・三種）の船長・機関長・一等航海士・通信長 中型船舶（一種）の船長・機関長
2級	大型船舶（一・二・三種）の二等航海士・事務長 中型船舶（一種）の一等航海士・通信長・二等航海士・事務長 中型船舶（二種）の船長・機関長・一等航海士・通信長
1級	大型船舶（一・二・三種）又は中型船舶（一種）の三等航海士・事務員 中型船舶（二種）の二等航海士・事務長・三等航海士・事務員

○ 海事職能力等級表（Ⅱ）

（考え方）

大型船舶に乗る組む部員及び小型船舶に乗る組む船長等の官職に適用する。

大型船舶の部員の長クラス、次長クラス、乗組員クラスで分け、3等級とする。

【海事職能力等級表（Ⅱ）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
3級	大型船舶の甲板長・操機長・司厨長・甲板次長（上級）・操機次長（上級） 司厨次長（上級） 中型船舶の甲板長（上級）・操機長（上級）・司厨長（上級）
2級	大型船舶の甲板次長（標準）・操機次長（標準）・司厨次長（標準） 中型船舶の甲板長（標準）・操機長（標準）・司厨長（標準） 甲板次長（上級） 操機次長（上級） 司厨次長（上級）
1級	大型船舶の乗組員 中型船舶の甲板次長（標準） 操機次長（標準） 司厨次長（標準） 乗組員

○ 教育・研究職能力等級表

(考え方)

大学・高等専門学校に準ずる教育施設の教官及び試験研究機関の研究者等の官職に適用する。

教官と研究者はいずれも高度の専門的かつ学術的な知識を用いて業務を遂行する官職である点で、類似の職務遂行能力が求められるものと考えられ、また、職制段階も類似していることのほか、国立大学法人化に伴い国家公務員の教官は極めて少数となっていることをも考慮して、単一の共通の能力等級表を設定し、その職制段階に応じて5等級とする。

【教育・研究職能力等級表（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
5級	大学校の長 研究所の長
4級	大学校の教授 研究所の部長
3級	大学校の助教授 研究所の室長
2級	大学校の講師 専修学校の教官 研究所の主任研究員
1級	大学校の助手 研究所の研究員・研究補助員

○ 医療職能力等級表（Ⅰ）

（考え方）

医療業務を行う医師及び歯科医師の官職に適用する。

院長クラス、部長クラス、医長クラス、医師クラスに分け、4等級とする。

【医療職能力等級表（Ⅰ）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
4級	院長
3級	部長
2級	医長
1級	医師

○ 医療職能力等級表（Ⅱ）

（考え方）

薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等の官職に適用する。

代表職種の薬剤師の職制段階に着目しつつ、それ以外の職種の段階等にも留意し、4等級とする。

【医療職能力等級表（Ⅱ）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
4級	薬剤部長 栄養管理室長（上級） 診療放射線技師長（上級） 臨床検査技師長（上級）
3級	主任薬剤師 栄養管理室長（標準）・主任栄養士（上級） 診療放射線技師長（標準）・主任診療放射線技師（上級） 臨床検査技師長（標準）・主任臨床検査技師（上級）
2級	薬剤師 主任栄養士（標準）・栄養士（上級） 主任診療放射線技師（標準）・診療放射線技師（上級） 主任臨床検査技師（標準）・臨床検査技師（上級）
1級	栄養士（標準） 診療放射線技師（標準） 臨床検査技師（標準）

○ 医療職能力等級表（Ⅲ）

（考え方）

看護師、准看護師等の官職に適用する。

職制段階等に応じて、4等級とする。

【医療職能力等級表（Ⅲ）（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
4級	看護部長
3級	看護師長・副看護師長
2級	看護師
1級	准看護師

○ 福祉職能力等級表

(考え方)

身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等の福祉に関する知識、経験等を必要とする介護等の業務を内容とする官職に適用する。

課長クラス、主任専門職クラス、専門職クラス、指導員・支援員クラスで分け、4等級とする。

【福祉職能力等級表（イメージ）】

能力等級	標準的な官職
4級	身体障害者更生援護施設又は児童福祉施設の課長(上級)
3級	身体障害者更生援護施設又は児童福祉施設の課長(標準) 主任生活支援専門職(上級) 児童福祉施設の寮長(上級)
2級	主任生活支援専門職(標準)・生活支援専門職 児童福祉施設の寮長(標準) 主任児童指導員 介護員長 児童自立支援専門員(上級)
1級	生活支援員 児童指導員 介護員 児童自立支援専門員(標準)